

総務教育常任委員会資料

○総務教育常任委員会報告事項

報告事項 1	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	3
報告事項 2	福島町奨学資金条例の一部を改正する条例……………	2 3
報告事項 3	福島町小笠原実奨学金基金条例の一部を改正する条例……………	2 4
報告事項 4	福島町花田俊勝奨学金基金条例の一部を改正する条例……………	2 5

○経済福祉常任委員会報告事項

報告事項 5	福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例……………	2 6
報告事項 6	福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	3 1

総務課・町民課・教育委員会

報告事項 1 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

令和 6 年 8 月 8 日の人事院勧告に基づき、1 2 月 2 5 日に職員の給与に関する法律が公布されたことに伴い、当町においても条例の改正をするものです。

2 改正の内容

(1) 給料表の改定（別表第 1 及び附則第 2 条関係）

3 級から 6 級の初号の額を引上げつつ、職務の級間の水準の重なりを解消し、より職責を重視した俸給体系となるよう給料表の改定をします。

なお、この給料表の改定に伴い 3 級から 6 級の号俸数が変わることから、令和 7 年 4 月からの新たな号俸への切替を併せて行います。

① 現行と改正後の給料額の差額は別紙 1 のとおりとなります。

② 令和 7 年 4 月 1 日からの 3 級から 6 級の切替表は別紙 2 のとおりとなります。

(2) 扶養手当の見直し（第 9 条関係）

配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を引上げ、配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会状況の変化に対応するとともに、子を有する職員に対する生活費の補填を充実させるため、扶養手当の額を 2 年間で段階的に改正します。

扶養手当の額

(単位:円)

扶養親族	現行	令和 7 年度	令和 8 年度
配偶者	6,500 円	3,000 円	廃止
子（1 人当たり）	10,000 円	11,500 円	13,000 円
同上 (満 15 歳～満 22 歳の加算)	5,000 円	5,000 円	5,000 円
その他 (孫、父母、祖父母等)	6,500 円	6,500 円	6,500 円

(3) 通勤手当の見直し（第 10 条の 2 関係）

交通機関等を利用した場合の支給限度額を引き上げます。

(単位:円)

	現行	改正後
支給限度額	月額 55,000 円	月額 150,000 円

(4) 寒冷地手当支給拡大に係る見直し（第 11 条関係）

定年前再任用短時間勤務職員を新たに支給対象とします。

- (5) 管理職員特別勤務手当の見直し（第 15 条の 3 関係）
平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大するとともに、支給額の引上げをします。

支給対象時間帯

支給対象	改正前	改正後
時間帯	午前 0 時～午前 5 時	午後 10 時～午前 5 時

管理職員特別勤務手当

(単位：円)

勤務をした時間	現行	改正後
午後 10 時～午前 5 時	4,000 円	6,000 円
週休日又は条例による休日	8,000 円	12,000 円

- (6) 定年前再任用短時間勤務職員の適用除外の見直し（第 21 条関係）
定年前再任用短時間勤務職員へ住居手当及び寒冷地手当を新たに支給対象とするため改正をします。
- (7) 暫定再任用短時間勤務職員の支給手当の拡大（附則（令和 5 年 3 月 8 日福島町条例第 3 号）（職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置関係）
暫定再任用短時間勤務職員へ住居手当及び寒冷地手当を新たに支給対象とするため改正をします。

3 施行期日等

- (1) 令和 7 年 4 月 1 日から施行します。
- (2) 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第 1 の給料表の適用を受けていた職員であって、同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸（次条及び同表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とします。
- (3) 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び管理者の定めるこれに準じる職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができます。
- (4) 切替日から令和 8 年 3 月 31 日までの間におけるこの条例による改正後の給与条例（以下「改正後給与条例」という。）第 9 条の規定の適用については、同条第 2 項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第 3 項中「13,000 円」とあるのは「11,500 円」と、「とする」とあるのは「、前項第 6 号に該当する扶養親族については 3,000 円とする」とします。
- (5) 附則第 2 条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

4 条例改正（案）

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(扶養手当) 第9条（略） 2 前項の扶養親族とは次に掲げる者で、他に生計の道がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある<u>弟妹</u> (3) (略) (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある<u>子</u> (5) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u> (6) <u>重度心身障害者</u> 3 扶養手当の月額、前項第1号から第3号及び第5項から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第4号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円とする。 4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。	(扶養手当) 第9条（略） 2 前項の扶養<u>手当の支給について</u>は、次に掲げる者で他に生計の道がなく主としてその職員の扶養を受けているものを<u>扶養親族とする</u>。 (1) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u> (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある<u>孫</u> (3) (略) (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある<u>弟妹</u> (5) <u>重度心身障害者</u> 3 扶養手当の月額、前項第1号に<u>該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)</u>については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。 4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>当該期間に</u>ある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 <u>5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改</u>

定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第10条 削除

第10条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員にいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第2号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となつた日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日である時は、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合において

は、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定に準用する。

（１） 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

（２） 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

（３） 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（通勤手当）

第10条の2 （略）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。

（１） 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等

（通勤手当）

第10条の2 （略）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。

（１） 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この条において「運賃等相当額」という。）

の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)又は前号に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)又は前号に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

(寒冷地手当)

第11条 毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。』)に在職する職員(常時勤務に服する職員をいい、定年前再任用短時間勤務職員に採用された職員を除く。以下この条において「支給対象職員」という。)に対して寒冷地手当を支給する。

2 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第15条の3 職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として規則で定める職員(次項において「管理監督職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は条例による休日(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

の月数で除して得た額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず当該職員の通勤手当に係る支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

(寒冷地手当)

第11条 毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)に在職する職員(常時勤務に服する職員及び地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員に限る。以下この条において「支給対象職員」という。)に対して寒冷地手当を支給する。

2 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第15条の3 職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として規則で定める職員(次項において「管理監督職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は条例による休日(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定す

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、<u>8,000円</u>を超えない範囲において規則で定める額(<u>同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額</u>) (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、<u>4,000円</u>を超えない範囲内において規則で定める額 4 (略) (定年前再任用短時間勤務職員について適用除外) 第21条 第9条、<u>第10条の3、第11条</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 附 則(令和5年3月8日条例第3号) (職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第5条 (略) 2 (略) 3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)<u>第10条第2項及び第13条第2項</u>の規定を適用する。 4～5 (略) 6 職員の給与に関する条例<u>第4条第8項、第4条、第9条、第10条及び第10条の3、第11条</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 7 (略)	<u>る勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつてはその額に100分の150を乗じて得た額</u>とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、<u>12,000円</u>を超えない範囲において規則で定める額 (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、<u>6,000円</u>を超えない範囲内において規則で定める額 4 (略) (定年前再任用短時間勤務職員について適用除外) 第21条 第9条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 附 則(令和5年3月8日条例第3号) (職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第5条 (略) 2 (略) 3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)<u>第13条第2項</u>の規定を適用する。 4～5 (略) 6 職員の給与に関する条例<u>第3条第8項、第4条及び第9条</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 7 (略)
--	--

別表第1を次のように改める。

別表第 1
給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前任用短時間勤務職員以外の職員	号俸	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	

46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500	
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800	
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000	
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200	
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500	
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800	
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000	
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200	
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500	
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800	
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000	
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200	
86	256, 000	297, 100	346, 000			
87	256, 300	297, 400	346, 400			
88	256, 600	297, 700	346, 800			
89	256, 900	298, 000	347, 000			
90	257, 200	298, 300	347, 400			
91	257, 500	298, 600	347, 800			
92	257, 800	299, 000	348, 200			
93	258, 100	299, 200	348, 400			
94		299, 400	348, 800			
95		299, 700	349, 200			
96		300, 100	349, 500			
97		300, 300	349, 800			

	98		300, 600	350, 200			
	99		301, 000	350, 600			
	100		301, 400	351, 000			
	101		301, 600	351, 500			
	102		301, 900	351, 900			
	103		302, 200	352, 300			
	104		302, 500	352, 700			
	105		302, 700	353, 200			
	106		303, 000	353, 600			
	107		303, 300	353, 900			
	108		303, 600	354, 200			
	109		303, 800	354, 700			
	110		304, 200				
	111		304, 600				
	112		304, 900				
	113		305, 100				
	114		305, 300				
	115		305, 600				
	116		306, 000				
	117		306, 200				
	118		306, 400				
	119		306, 700				
	120		307, 000				
	121		307, 400				
	122		307, 600				
	123		307, 900				
	124		308, 200				
	125		308, 500				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号俸の切替)

第2条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの切替日における号俸（次条及び同表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び町長の定めるこれに準じる職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動又は当

該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和 8 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第 4 条 切替日から令和 8 年 3 月 31 日までの間におけるこの条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後給与条例」という。）第 9 条の規定の適用については、同条第 2 項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第 3 項中「13,000 円」とあるのは「11,500 円」と、「とする」とあるのは「、前項第 6 号に該当する扶養親族については 3,000 円とする」とする。

(規則への委任)

第 5 条 附則第 2 条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表(附則第2条関係)

号俸の切替表

行政職給料表の適用を受ける職員

行政職給料表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16

29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68

81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

職員の区分	職務の級	1級			2級			3級			4級			5級			6級		
		給与月額			給与月額			給与月額			給与月額			給与月額			給与月額		
		改正前	改正後	差額	改正前	改正後	差額	改正前	改正後	差額	改正前	改正後	差額	改正前	改正後	差額	改正前	改正後	差額
定年前任用短時間勤務職員以外 の職員	号俸	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	183,500	0	230,000	230,000	0	261,300	265,300	4,000	287,300	298,800	11,500	309,800	321,300	11,500	335,000	355,200	20,200
	2	184,600	184,600	0	231,500	231,500	0	262,300	266,300	4,000	288,900	300,300	11,400	311,500	323,100	11,600	336,900	356,900	20,000
	3	185,800	185,800	0	233,000	233,000	0	263,300	267,300	4,000	290,400	301,800	11,400	313,200	324,900	11,700	338,700	358,500	19,800
	4	186,900	186,900	0	234,500	234,500	0	264,300	268,300	4,000	291,900	303,200	11,300	314,700	326,600	11,900	340,500	360,100	19,600
	5	188,000	188,000	0	236,000	236,000	0	265,300	269,300	4,000	293,400	304,600	11,200	316,100	328,300	12,200	342,200	361,700	19,500
	6	189,700	189,700	0	237,500	237,500	0	266,300	270,300	4,000	294,900	305,700	10,800	317,400	330,000	12,600	343,900	363,500	19,600
	7	191,300	191,300	0	239,000	239,000	0	267,300	271,300	4,000	296,300	306,700	10,400	318,700	331,700	13,000	345,500	365,000	19,500
	8	192,900	192,900	0	240,500	240,500	0	268,300	272,300	4,000	297,600	307,900	10,300	320,000	333,400	13,400	347,200	366,600	19,400
	9	194,500	194,500	0	242,000	242,000	0	269,300	273,300	4,000	298,800	309,100	10,300	321,300	335,000	13,700	348,800	368,000	19,200
	10	196,200	196,200	0	243,400	243,400	0	270,300	274,300	4,000	300,300	310,700	10,400	323,100	336,700	13,600	350,500	369,600	19,100
	11	197,800	197,800	0	244,800	244,800	0	271,300	275,300	4,000	301,800	312,300	10,500	324,900	338,400	13,500	352,100	371,200	19,100
	12	199,400	199,400	0	246,200	246,200	0	272,300	276,400	4,100	303,200	313,900	10,700	326,600	340,000	13,400	353,700	372,700	19,000
	13	201,000	201,000	0	247,400	247,400	0	273,300	277,400	4,100	304,600	315,400	10,800	328,300	341,500	13,200	355,200	374,600	19,400
	14	202,700	202,700	0	248,600	248,600	0	274,300	278,700	4,400	305,700	317,000	11,300	330,000	343,100	13,100	356,900	376,500	19,600
	15	204,400	204,400	0	249,800	249,800	0	275,300	280,000	4,700	306,700	318,600	11,900	331,700	344,700	13,000	358,500	378,400	19,900
	16	206,100	206,100	0	251,000	251,000	0	276,400	281,200	4,800	307,900	320,200	12,300	333,400	346,200	12,800	360,100	380,200	20,100
	17	207,400	207,400	0	252,100	252,100	0	277,400	282,500	5,100	309,100	321,700	12,600	335,000	347,600	12,600	361,700	381,700	20,000
	18	209,000	209,000	0	253,200	253,200	0	278,700	283,800	5,100	310,700	323,400	12,700	336,700	349,300	12,600	363,500	383,500	20,000
	19	210,600	210,600	0	254,300	254,300	0	280,000	285,000	5,000	312,300	325,000	12,700	338,400	350,900	12,500	365,000	385,200	20,200
	20	212,100	212,100	0	255,400	255,400	0	281,200	286,200	5,000	313,900	326,600	12,700	340,000	352,500	12,500	366,600	386,800	20,200
	21	213,600	213,600	0	256,400	256,400	0	282,500	287,300	4,800	315,400	328,000	12,600	341,500	353,700	12,200	368,000	388,500	20,500
	22	215,200	215,200	0	257,400	257,400	0	283,800	288,500	4,700	317,000	329,700	12,700	343,100	355,200	12,100	369,600	389,900	20,300
	23	216,800	216,800	0	258,400	258,400	0	285,000	289,800	4,800	318,600	331,400	12,800	344,700	356,700	12,000	371,200	391,300	20,100
	24	218,400	218,400	0	259,400	259,400	0	286,200	291,100	4,900	320,200	333,000	12,800	346,200	358,200	12,000	372,700	392,700	20,000
	25	220,000	220,000	0	260,400	260,400	0	287,300	292,400	5,100	321,700	334,200	12,500	347,600	359,900	12,300	374,600	394,100	19,500
	26	221,700	221,700	0	261,300	261,300	0	288,500	293,400	4,900	323,400	336,100	12,700	349,300	361,700	12,400	376,500	395,300	18,800
	27	223,000	223,000	0	262,200	262,200	0	289,800	294,400	4,600	325,000	337,800	12,800	350,900	363,400	12,500	378,400	396,500	18,100
	28	224,300	224,300	0	263,100	263,100	0	291,100	295,500	4,400	326,600	339,400	12,800	352,500	365,100	12,600	380,200	397,500	17,300
	29	225,600	225,600	0	263,900	263,900	0	292,400	296,600	4,200	328,000	340,900	12,900	353,700	366,500	12,800	381,700	398,600	16,900
	30	226,700	226,700	0	264,700	264,700	0	293,400	297,800	4,400	329,700	342,500	12,800	355,200	367,800	12,600	383,500	399,800	16,300
	31	227,800	227,800	0	265,500	265,500	0	294,400	298,900	4,500	331,400	344,100	12,700	356,700	369,000	12,300	385,200	400,900	15,700
	32	228,900	228,900	0	266,300	266,300	0	295,500	300,100	4,600	333,000	345,700	12,700	358,200	370,400	12,200	386,800	402,000	15,200
	33	230,000	230,000	0	267,000	267,000	0	296,600	301,300	4,700	334,200	347,400	13,200	359,900	371,500	11,600	388,500	402,700	14,200
	34	231,100	231,100	0	267,800	267,800	0	297,800	302,600	4,800	336,100	349,200	13,100	361,700	372,400	10,700	389,900	403,400	13,500
	35	232,200	232,200	0	268,600	268,600	0	298,900	303,900	5,000	337,800	351,000	13,200	363,400	373,400	10,000	391,300	404,100	12,800
	36	233,300	233,300	0	269,300	269,300	0	300,100	305,200	5,100	339,400	352,800	13,400	365,100	374,500	9,400	392,700	404,800	12,100
	37	234,400	234,400	0	270,000	270,000	0	301,300	306,500	5,200	340,900	354,300	13,400	366,500	375,300	8,800	394,100	405,400	11,300
	38	235,400	235,400	0	270,800	270,800	0	302,600	307,800	5,200	342,500	355,700	13,200	367,800	376,200	8,400	395,300	406,000	10,700
	39	236,400	236,400	0	271,600	271,600	0	303,900	309,100	5,200	344,100	357,100	13,000	369,000	377,100	8,100	396,500	406,500	10,000
	40	237,300	237,300	0	272,300	272,300	0	305,200	310,400	5,200	345,700	358,500	12,800	370,400	377,900	7,500	397,500	406,900	9,400
	41	238,200	238,200	0	273,000	273,000	0	306,500	311,700	5,200	347,400	360,000	12,600	371,500	378,700	7,200	398,600	407,300	8,700
	42	239,100	239,100	0	273,800	273,800	0	307,800	313,000	5,200	349,200	360,800	11,600	372,400	379,500	7,100	399,800	407,500	7,700

職員の 区分	職務 の級 号	1 級			2 級			3 級			4 級			5 級			6 級		
		給与月額			給与月額			給与月額			給与月額			給与月額			給与月額		
		改正前	改正後	差額	改正前	改正後	差額	改正前	改正後	差額	改正前	改正後	差額	改正前	改正後	差額	改正前	改正後	差額
	43	239,900	239,900	0	274,600	274,600	0	309,100	314,300	5,200	351,000	361,800	10,800	373,400	380,300	6,900	400,900	407,800	6,900
	44	240,700	240,700	0	275,300	275,300	0	310,400	315,400	5,000	352,800	362,800	10,000	374,500	381,000	6,500	402,000	408,100	6,100
	45	241,400	241,400	0	276,000	276,000	0	311,700	316,300	4,600	354,300	363,700	9,400	375,300	381,700	6,400	402,700	408,400	5,700
	46	242,000	242,000	0	276,700	276,700	0	313,000	317,600	4,600	355,700	364,800	9,100	376,200	382,400	6,200	403,400	408,700	5,300
	47	242,600	242,600	0	277,400	277,400	0	314,300	318,900	4,600	357,100	365,700	8,600	377,100	383,100	6,000	404,100	409,000	4,900
	48	243,200	243,200	0	278,100	278,100	0	315,400	320,200	4,800	358,500	366,700	8,200	377,900	383,800	5,900	404,800	409,300	4,500
	49	243,800	243,800	0	278,800	278,800	0	316,300	321,400	5,100	360,000	367,600	7,600	378,700	384,300	5,600	405,400	409,500	4,100
	50	244,400	244,400	0	279,500	279,500	0	317,600	322,700	5,100	360,800	368,300	7,500	379,500	384,900	5,400	406,000	409,800	3,800
	51	245,000	245,000	0	280,200	280,200	0	318,900	323,900	5,000	361,800	369,000	7,200	380,300	385,500	5,200	406,500	410,100	3,600
	52	245,500	245,500	0	280,900	280,900	0	320,200	325,100	4,900	362,800	369,600	6,800	381,000	386,200	5,200	406,900	410,400	3,500
	53	246,000	246,000	0	281,500	281,500	0	321,400	326,400	5,000	363,700	370,000	6,300	381,700	386,600	4,900	407,300	410,600	3,300
	54	246,400	246,400	0	282,200	282,200	0	322,700	327,500	4,800	364,800	371,300	6,500	382,400	387,200	4,800	407,500	410,900	3,400
	55	246,700	246,700	0	282,800	282,800	0	323,900	328,600	4,700	365,700	371,300	5,600	383,100	387,800	4,700	407,800	411,200	3,400
	56	247,000	247,000	0	283,500	283,500	0	325,100	329,700	4,600	366,700	372,000	5,300	383,800	388,300	4,500	408,100	411,500	3,400
	57	247,300	247,300	0	284,100	284,100	0	326,400	330,400	4,000	367,600	372,300	4,700	384,300	388,700	4,400	408,400	411,700	3,300
	58	247,600	247,600	0	284,800	284,800	0	327,500	331,300	3,800	368,300	373,000	4,700	384,900	389,300	4,400	408,700	412,000	3,300
	59	247,900	247,900	0	285,400	285,400	0	328,600	332,000	3,400	369,000	373,700	4,700	385,500	389,900	4,400	409,000	412,300	3,300
	60	248,200	248,200	0	286,100	286,100	0	329,700	332,800	3,100	369,600	374,300	4,700	386,200	390,400	4,200	409,300	412,500	3,200
	61	248,500	248,500	0	286,700	286,700	0	330,400	333,600	3,200	370,000	374,600	4,600	386,600	390,800	4,200	409,500	412,700	3,200
	62	248,800	248,800	0	287,400	287,400	0	331,300	334,000	2,700	370,600	375,100	4,500	387,200	391,300	4,100	409,800	413,000	3,200
	63	249,100	249,100	0	288,000	288,000	0	332,000	334,600	2,600	371,300	375,700	4,400	387,800	391,800	4,000	410,100	413,300	3,200
	64	249,400	249,400	0	288,500	288,500	0	332,800	335,300	2,500	372,000	376,300	4,300	388,300	392,400	4,100	410,400	413,500	3,100
	65	249,700	249,700	0	289,000	289,000	0	333,600	336,100	2,500	372,300	376,600	4,300	388,700	392,700	4,000	410,600	413,700	3,100
	66	250,000	250,000	0	289,600	289,600	0	334,000	336,800	2,800	373,000	377,200	4,200	389,300	393,100	3,800	410,900	414,000	3,100
	67	250,300	250,300	0	290,100	290,100	0	334,600	337,500	2,900	373,700	377,900	4,200	389,900	393,500	3,600	411,200	414,300	3,100
	68	250,600	250,600	0	290,700	290,700	0	335,300	338,100	2,800	374,300	378,500	4,200	390,400	393,900	3,500	411,500	414,500	3,000
	69	250,900	250,900	0	291,200	291,200	0	336,100	338,600	2,500	374,600	378,900	4,300	390,800	394,200	3,400	411,700	414,700	3,000
	70	251,200	251,200	0	291,700	291,700	0	336,800	339,200	2,400	375,100	379,400	4,300	391,300	394,500	3,200	412,000	415,000	3,000
	71	251,500	251,500	0	292,300	292,300	0	337,500	339,700	2,200	375,700	380,000	4,300	391,800	394,800	3,000	412,300	415,300	3,000
	72	251,800	251,800	0	292,900	292,900	0	338,100	340,300	2,200	376,300	380,500	4,200	392,400	395,000	2,600	412,500	415,500	3,000
	73	252,100	252,100	0	293,400	293,400	0	338,600	340,600	2,000	376,600	381,000	4,400	392,700	395,200	2,500	412,700	415,700	3,000
	74	252,400	252,400	0	293,900	293,900	0	339,200	341,100	1,900	377,200	381,600	4,400	393,100	395,500	2,400	413,000	(削る)	
	75	252,700	252,700	0	294,300	294,300	0	339,700	341,500	1,800	377,900	382,100	4,200	393,500	395,800	2,300	413,300	(削る)	
	76	253,000	253,000	0	294,600	294,600	0	340,300	341,900	1,600	378,500	382,400	3,900	393,900	396,000	2,100	413,500	(削る)	
	77	253,300	253,300	0	294,800	294,800	0	340,600	342,300	1,700	378,900	382,800	3,900	394,200	396,200	2,000	413,700	(削る)	
	78	253,600	253,600	0	295,100	295,100	0	341,100	342,800	1,700	379,400	383,300	3,900	394,500	396,500	2,000	414,000	(削る)	
	79	253,900	253,900	0	295,300	295,300	0	341,500	343,300	1,800	380,000	383,700	3,700	394,800	396,800	2,000	414,300	(削る)	
	80	254,200	254,200	0	295,600	295,600	0	341,900	343,800	1,900	380,500	384,100	3,600	395,000	397,000	2,000	414,500	(削る)	
	81	254,500	254,500	0	295,800	295,800	0	342,300	344,100	1,800	381,000	384,500	3,500	395,200	397,200	2,000	414,700	(削る)	
	82	254,800	254,800	0	296,000	296,000	0	342,800	344,500	1,700	381,600	385,000	3,400	395,500	397,500	2,000	415,000	(削る)	
	83	255,100	255,100	0	296,300	296,300	0	343,300	344,900	1,600	382,100	385,400	3,300	395,800	397,800	2,000	415,300	(削る)	
	84	255,400	255,400	0	296,500	296,500	0	343,800	345,300	1,500	382,400	385,800	3,400	396,000	398,000	2,000	415,500	(削る)	
	85	255,700	255,700	0	296,800	296,800	0	344,100	345,600	1,500	382,800	386,100	3,300	396,200	398,200	2,000	415,700	(削る)	
	86	256,000	256,000	0	297,100	297,100	0	344,500	346,000	1,500	383,300	(削る)		396,500	(削る)				
	87	256,300	256,300	0	297,400	297,400	0	344,900	346,400	1,500	383,700	(削る)		396,800	(削る)				

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級			2 級			3 級			4 級			5 級			6 級						
		給与月額		差額	給与月額		差額	給与月額		差額	給与月額		差額	給与月額		差額	給与月額		差額				
		改正前	改正後		改正前	改正後		改正前	改正後		改正前	改正後		改正前	改正後		改正前	改正後					
	88	256,600	256,600	0	297,700	297,700	0	345,300	346,800	1,500	384,100	(削る)	397,000	(削る)									
	89	256,900	256,900	0	298,000	298,000	0	345,600	347,000	1,400	384,500	(削る)	397,200	(削る)									
	90	257,200	257,200	0	298,300	298,300	0	346,000	347,400	1,400	385,000	(削る)	397,500	(削る)									
	91	257,500	257,500	0	298,600	298,600	0	346,400	347,800	1,400	385,400	(削る)	397,800	(削る)									
	92	257,800	257,800	0	299,000	299,000	0	346,800	348,200	1,400	385,800	(削る)	398,000	(削る)									
	93	258,100	258,100	0	299,200	299,200	0	347,000	348,400	1,400	386,100	(削る)	398,200	(削る)									
	94				299,400	299,400	0	347,400	348,800	1,400													
	95				299,700	299,700	0	347,800	349,200	1,400													
	96				300,100	300,100	0	348,200	349,500	1,300													
	97				300,300	300,300	0	348,400	349,800	1,400													
	98				300,600	300,600	0	348,800	350,200	1,400													
	99				301,000	301,000	0	349,200	350,600	1,400													
	100				301,400	301,400	0	349,500	351,000	1,500													
	101				301,600	301,600	0	349,800	351,500	1,700													
	102				301,900	301,900	0	350,200	351,900	1,700													
	103				302,200	302,200	0	350,600	352,300	1,700													
	104				302,500	302,500	0	351,000	352,700	1,700													
	105				302,700	302,700	0	351,500	353,200	1,700													
	106				303,000	303,000	0	351,900	353,600	1,700													
	107				303,300	303,300	0	352,300	353,900	1,600													
	108				303,600	303,600	0	352,700	354,200	1,500													
	109				303,800	303,800	0	353,200	354,700	1,500													
	110				304,200	304,200	0	353,600	(削る)														
	111				304,600	304,600	0	353,900	(削る)														
	112				304,900	304,900	0	354,200	(削る)														
113				305,100	305,100	0	354,700	(削る)															
114				305,300	305,300	0																	
115				305,600	305,600	0																	
116				306,000	306,000	0																	
117				306,200	306,200	0																	
118				306,400	306,400	0																	
119				306,700	306,700	0																	
120				307,000	307,000	0																	
121				307,400	307,400	0																	
122				307,600	307,600	0																	
123				307,900	307,900	0																	
124				308,200	308,200	0																	
125				308,500	308,500	0																	
務用定職短年 職員時間再 勤務	基準給料月額		差額	基準給料月額		改正前	改正後	差額	基準給料月額		改正前	改正後	差額	基準給料月額		改正前	改正後	差額	基準給料月額		改正前	改正後	差額
	改正前		改正後	改正前		改正後	改正後	改正後	改正前		改正後	改正後	改正後	改正前		改正後	改正後	改正後	改正前		改正後	改正後	改正後
	192,000		192,000	0		219,500	219,500	0	260,000		260,000	260,000	0	279,700		279,700	294,900	0	320,600		320,600	320,600	0

職員区分	3 級					4 級					5 級					6 級				
	切替前の 号俸	給与月額 円	切替後の 号俸	給与月額 円	差額 円	切替前の 号俸	給与月額 円	切替後の 号俸	給与月額 円	差額 円	切替前の 号俸	給与月額 円	切替後の 号俸	給与月額 円	差額 円	切替前の 号俸	給与月額 円	切替後の 号俸	給与月額 円	差額 円
定年前再任用用短時間勤務職員以外の職員	1	261,300	1	265,300	4,000	1	287,300	1	298,800	11,500	1	309,800	1	321,300	11,500	1	335,000	1	355,200	20,200
	2	262,300			3,000	2	288,900			9,900	2	311,500			9,800	2	336,900			18,300
	3	263,300			2,000	3	290,400			8,400	3	313,200			8,100	3	338,700			16,500
	4	264,300			1,000	4	291,900			6,900	4	314,700			6,600	4	340,500			14,700
	5	265,300	2	266,300	0	5	293,400	2	300,300	5,400	5	316,100	2	323,100	5,200	5	342,200	2	358,500	13,000
	6	266,300			0	6	294,900			3,900	6	317,400			3,900	6	343,900			11,300
	7	267,300			0	7	296,300			2,500	7	318,700			2,600	7	345,500			9,700
	8	268,300			0	8	297,600			1,200	8	320,000			1,300	8	347,200			8,000
	9	269,300	5	269,300	0	9	298,800	3	301,800	0	9	321,300	3	324,900	0	9	348,800	3	361,700	6,400
	10	270,300	6	270,300	0	10	300,300			0	10	323,100			0	10	350,500			4,700
	11	271,300	7	271,300	0	11	301,800			0	11	324,900			0	11	352,100			3,100
	12	272,300	8	272,300	0	12	303,200			0	12	326,600			0	12	353,700			1,500
	13	273,300	9	273,300	0	13	304,600	4	305,700	0	13	328,300	4	330,000	0	13	355,200	4	369,600	0
	14	274,300	10	274,300	0	14	305,700			0	14	330,000			0	14	356,900			0
	15	275,300	11	275,300	0	15	306,700			0	15	331,700			0	15	358,500			0
	16	276,400	12	276,400	0	16	307,900	5	309,100	0	16	333,400	5	334,500	0	16	360,100	5	371,200	0
	17	277,400	13	277,400	0	17	309,100			0	17	335,000			0	17	361,700			0
	18	278,700	14	278,700	0	18	310,700			0	18	336,700			0	18	363,500			0
	19	280,000	15	280,000	0	19	312,300			0	19	338,400			0	19	365,000			0
	20	281,200	16	281,200	0	20	313,900	6	315,400	0	20	340,000	6	341,500	0	20	366,600	6	372,700	0
	21	282,500	17	282,500	0	21	315,400			0	21	341,500			0	21	368,000			0
	22	283,800	18	283,800	0	22	317,000			0	22	343,100			0	22	369,600			0
	23	285,000	19	285,000	0	23	318,600			0	23	344,700			0	23	371,200			0
	24	286,200	20	286,200	0	24	320,200	7	321,700	0	24	346,200	7	342,800	0	24	372,700	7	374,600	0
	25	287,300	21	287,300	0	25	321,700			0	25	347,600			0	25	374,600			0
	26	288,500	22	288,500	0	26	323,400			0	26	349,300			0	26	376,500			0
	27	289,800	23	289,800	0	27	325,000			0	27	350,900			0	27	378,400			0
	28	291,100	24	291,100	0	28	326,600	8	325,000	0	28	352,500	8	353,700	0	28	380,200	8	381,700	0
	29	292,400	25	292,400	0	29	328,000			0	29	353,700			0	29	381,700			0
	30	293,400	26	293,400	0	30	329,700			0	30	355,200			0	30	383,500			0
	31	294,400	27	294,400	0	31	331,400			0	31	356,700			0	31	385,200			0
	32	295,500	28	295,500	0	32	333,000	9	334,200	0	32	358,200	9	359,900	0	32	386,800	9	388,500	0
	33	296,600	29	296,600	0	33	334,200			0	33	359,900			0	33	388,500			0
	34	297,800	30	297,800	0	34	336,100			0	34	361,700			0	34	389,900			0
	35	298,900	31	298,900	0	35	337,800			0	35	363,400			0	35	391,300			0
	36	300,100	32	300,100	0	36	339,400	10	340,900	0	36	365,100	10	366,500	0	36	392,700	10	394,100	0
	37	301,300	33	301,300	0	37	340,900			0	37	366,500			0	37	394,100			0
	38	302,600	34	302,600	0	38	342,500			0	38	367,800			0	38	395,300			0
	39	303,900	35	303,900	0	39	344,100			0	39	369,000			0	39	396,500			0
	40	305,200	36	305,200	0	40	345,700	11	347,400	0	40	370,400	11	371,500	0	40	397,500	11	398,600	0
	41	306,500	37	306,500	0	41	347,400			0	41	371,500			0	41	398,600			0
	42	307,800	38	307,800	0	42	349,200			0	42	372,400			0	42	399,800			0

職員 の 区 分	3 級					4 級					5 級					6 級				
	切替前の 号俵	給与月額	切替後の 号俵	給与月額	差額	切替前の 号俵	給与月額	切替後の 号俵	給与月額	差額	切替前の 号俵	給与月額	切替後の 号俵	給与月額	差額	切替前の 号俵	給与月額	切替後の 号俵	給与月額	差額
	43	309,100	39	309,100	0	43	351,000	35	351,000	0	43	373,400	35	373,400	0	43	400,900	31	400,900	0
	44	310,400	40	310,400	0	44	352,800	36	352,800	0	44	374,500	36	374,500	0	44	402,000	32	402,000	0
	45	311,700	41	311,700	0	45	354,300	37	354,300	0	45	375,300	37	375,300	0	45	402,700	33	402,700	0
	46	313,000	42	313,000	0	46	355,700	38	355,700	0	46	376,200	38	376,200	0	46	403,400	34	403,400	0
	47	314,300	43	314,300	0	47	357,100	39	357,100	0	47	377,100	39	377,100	0	47	404,100	35	404,100	0
	48	315,400	44	315,400	0	48	358,500	40	358,500	0	48	377,900	40	377,900	0	48	404,800	36	404,800	0
	49	316,300	45	316,300	0	49	360,000	41	360,000	0	49	378,700	41	378,700	0	49	405,400	37	405,400	0
	50	317,600	46	317,600	0	50	360,800	42	360,800	0	50	379,500	42	379,500	0	50	406,000	38	406,000	0
	51	318,900	47	318,900	0	51	361,800	43	361,800	0	51	380,300	43	380,300	0	51	406,500	39	406,500	0
	52	320,200	48	320,200	0	52	362,800	44	362,800	0	52	381,000	44	381,000	0	52	406,900	40	406,900	0
	53	321,400	49	321,400	0	53	363,700	45	363,700	0	53	381,700	45	381,700	0	53	407,300	41	407,300	0
	54	322,700	50	322,700	0	54	364,800	46	364,800	0	54	382,400	46	382,400	0	54	407,500	42	407,500	0
	55	323,900	51	323,900	0	55	365,700	47	365,700	0	55	383,100	47	383,100	0	55	407,800	43	407,800	0
	56	325,100	52	325,100	0	56	366,700	48	366,700	0	56	383,800	48	383,800	0	56	408,100	44	408,100	0
	57	326,400	53	326,400	0	57	367,600	49	367,600	0	57	384,300	49	384,300	0	57	408,400	45	408,400	0
	58	327,500	54	327,500	0	58	368,300	50	368,300	0	58	384,900	50	384,900	0	58	408,700	46	408,700	0
	59	328,600	55	328,600	0	59	369,000	51	369,000	0	59	385,500	51	385,500	0	59	409,000	47	409,000	0
	60	329,700	56	329,700	0	60	369,600	52	369,600	0	60	386,200	52	386,200	0	60	409,300	48	409,300	0
	61	330,400	57	330,400	0	61	370,000	53	370,000	0	61	386,600	53	386,600	0	61	409,500	49	409,500	0
	62	331,300	58	331,300	0	62	370,600	54	370,600	0	62	387,200	54	387,200	0	62	409,800	50	409,800	0
	63	332,000	59	332,000	0	63	371,300	55	371,300	0	63	387,800	55	387,800	0	63	410,100	51	410,100	0
	64	332,800	60	332,800	0	64	372,000	56	372,000	0	64	388,300	56	388,300	0	64	410,400	52	410,400	0
	65	333,600	61	333,600	0	65	372,300	57	372,300	0	65	388,700	57	388,700	0	65	410,600	53	410,600	0
	66	334,000	62	334,000	0	66	373,000	58	373,000	0	66	389,300	58	389,300	0	66	410,900	54	410,900	0
	67	334,600	63	334,600	0	67	373,700	59	373,700	0	67	389,900	59	389,900	0	67	411,200	55	411,200	0
	68	335,300	64	335,300	0	68	374,300	60	374,300	0	68	390,400	60	390,400	0	68	411,500	56	411,500	0
	69	336,100	65	336,100	0	69	374,600	61	374,600	0	69	390,800	61	390,800	0	69	411,700	57	411,700	0
	70	336,800	66	336,800	0	70	375,100	62	375,100	0	70	391,300	62	391,300	0	70	412,000	58	412,000	0
	71	337,500	67	337,500	0	71	375,700	63	375,700	0	71	391,800	63	391,800	0	71	412,300	59	412,300	0
	72	338,100	68	338,100	0	72	376,300	64	376,300	0	72	392,400	64	392,400	0	72	412,500	60	412,500	0
	73	338,600	69	338,600	0	73	376,600	65	376,600	0	73	392,700	65	392,700	0	73	412,700	61	412,700	0
	74	339,200	70	339,200	0	74	377,200	66	377,200	0	74	393,100	66	393,100	0	74	413,000	62	413,000	0
	75	339,700	71	339,700	0	75	377,900	67	377,900	0	75	393,500	67	393,500	0	75	413,300	63	413,300	0
	76	340,300	72	340,300	0	76	378,500	68	378,500	0	76	393,900	68	393,900	0	76	413,500	64	413,500	0
	77	340,600	73	340,600	0	77	378,900	69	378,900	0	77	394,200	69	394,200	0	77	413,700	65	413,700	0
	78	341,100	74	341,100	0	78	379,400	70	379,400	0	78	394,500	70	394,500	0	78	414,000	66	414,000	0
	79	341,500	75	341,500	0	79	380,000	71	380,000	0	79	394,800	71	394,800	0	79	414,300	67	414,300	0
	80	341,900	76	341,900	0	80	380,500	72	380,500	0	80	395,000	72	395,000	0	80	414,500	68	414,500	0
	81	342,300	77	342,300	0	81	381,000	73	381,000	0	81	395,200	73	395,200	0	81	414,700	69	414,700	0
	82	342,800	78	342,800	0	82	381,600	74	381,600	0	82	395,500	74	395,500	0	82	415,000	70	415,000	0
	83	343,300	79	343,300	0	83	382,100	75	382,100	0	83	395,800	75	395,800	0	83	415,300	71	415,300	0
	84	343,800	80	343,800	0	84	382,400	76	382,400	0	84	396,000	76	396,000	0	84	415,500	72	415,500	0
	85	344,100	81	344,100	0	85	382,800	77	382,800	0	85	396,200	77	396,200	0	85	415,700	73	415,700	0
	86	344,500	82	344,500	0	86	383,300	78	383,300	0	86	396,500	78	396,500	0					
	87	344,900	83	344,900	0	87	383,700	79	383,700	0	87	396,800	79	396,800	0					

職員の 区分	3 級				4 級				5 級				6 級			
	切替前の 号俸	給与月額	切替後の 号俸	給与月額	差額	切替前の 号俸	給与月額	切替後の 号俸	給与月額	差額	切替前の 号俸	給与月額	切替後の 号俸	給与月額	差額	
	88	345,300	84	345,300	0	88	384,100	80	384,100	0	88	397,000	80	397,000	0	
	89	345,600	85	345,600	0	89	384,500	81	384,500	0	89	397,200	81	397,200	0	
	90	346,000	86	346,000	0	90	385,000	82	385,000	0	90	397,500	82	397,500	0	
	91	346,400	87	346,400	0	91	385,400	83	385,400	0	91	397,800	83	397,800	0	
	92	346,800	88	346,800	0	92	385,800	84	385,800	0	92	398,000	84	398,000	0	
	93	347,000	89	347,000	0	93	386,100	85	386,100	0	93	398,200	85	398,200	0	
	94	347,400	90	347,400	0											
	95	347,800	91	347,800	0											
	96	348,200	92	348,200	0											
	97	348,400	93	348,400	0											
	98	348,800	94	348,800	0											
	99	349,200	95	349,200	0											
	100	349,500	96	349,500	0											
	101	349,800	97	349,800	0											
	102	350,200	98	350,200	0											
	103	350,600	99	350,600	0											
	104	351,000	100	351,000	0											
	105	351,500	101	351,500	0											
	106	351,900	102	351,900	0											
	107	352,300	103	352,300	0											
	108	352,700	104	352,700	0											
	109	353,200	105	353,200	0											
	110	353,600	106	353,600	0											
	111	353,900	107	353,900	0											
	112	354,200	108	354,200	0											
	113	354,700	109	354,700	0											
	114															
	115															
	116															
	117															
	118															
	119															
	120															
	121															
	122															
	123															
	124															
	125															
務用定 職短年 員時前 間専 勤任	基準給料月額				差額	基準給料月額				差額	基準給料月額				差額	
	改正前	改正後			円	改正前	改正後			円	改正前	改正後			円	
	260,000	260,000			円	279,700	279,700			円	294,900	294,900			円	円
					0					0					320,600	320,600
																0

報告事項 2 福島町奨学資金条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

町奨学資金貸付制度については、学業成績優秀であること及び素行善良であることのほか、2人の連帯保証人が得られることを条件としておりますが、保護者以外の連帯保証人を立てることが困難な事例もあることから、全ての学生が望んだ学びを受けることが出来るよう条件の緩和を行うため、条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

連帯保証人の人数明記箇所の削除を行います。(第2条関係)

3 施行期日

令和7年4月1日から施行します。

4 条例改正(案)

福島町奨学資金条例の一部を改正する条例(案)

福島町奨学資金条例(平成26年福島町条例第19号)の一部を次のとおり改正する。

改正前	改正後
(奨学生) 第2条 奨学金の貸付けを受ける者(以下「奨学生」という。)は、次の条件を備えたものでなければならない。 (1)・(2) (略) (3) <u>2人の</u> 連帯保証人が得られること。	(奨学生) 第2条 奨学金の貸付けを受ける者(以下「奨学生」という。)は、次の条件を備えたものでなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 連帯保証人が得られること。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

報告事項3 福島町小笠原実奨学金基金条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

当奨学金制度における奨学生願出については、保証人2名の連署による願書の提出が必要としておりますが、保護者以外の保証人を立てることが困難な事例もあることから、全ての学生が望んだ学びを受けることが出来るよう条件の緩和を行うため、また、保証責務の見直しとして保証人を連帯保証人とするため、条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

保証人の人数明記箇所の削除を行います。(第6条関係)

保証人を「連帯保証人」に改めます。(第6条、第11条関係)

3 施行期日

令和7年4月1日から施行します。

4 条例改正(案)

福島町小笠原実奨学金基金条例の一部を改正する条例(案)

福島町小笠原実奨学金基金条例(平成13年福島町条例第2号)の一部を次のとおり改正する。

改正前	改正後
(奨学生の願出) 第6条 奨学生になることを希望する者は、次の各号に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。 (1) <u>保証人2名</u> の連署による願書 (2)・(3) (略) (奨学生の義務) 第11条 奨学生は、次の各号の一に該当したときは、直ちに教育委員会に届け出をしなければならない。 (1) (略) (2) 本人及び <u>保証人</u> の住所、その他学業継続上の重要事項に異動が生じたとき。	(奨学生の願出) 第6条 奨学生になることを希望する者は、次の各号に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。 (1) <u>連帯保証人</u> の連署による願書 (2)・(3) (略) (奨学生の義務) 第11条 奨学生は、次の各号の一に該当したときは、直ちに教育委員会に届け出をしなければならない。 (1) (略) (2) 本人及び <u>連帯保証人</u> の住所、その他学業継続上の重要事項に異動が生じたとき。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

報告事項 4 福島町花田俊勝奨学金基金条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

当奨学金制度における奨学生願出については、保証人2名の連署による願書の提出が必要としておりますが、保護者以外の保証人を立てることが困難な事例もあることから、全ての学生が望んだ学びを受けることが出来るよう条件の緩和を行うため、また、保証責務の見直しとして保証人を連帯保証人とするため、条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

保証人の人数明記箇所の削除を行います。(第7条関係)

保証人を「連帯保証人」に改めます。(第7条、第11条関係)

奨学生の届出義務に、住所等異動時の追加を行います。(第12条関係)

規則への委任事項の追加を行います。(第13条関係)

3 施行期日

令和7年4月1日から施行します。

4 条例改正(案)

福島町花田俊勝奨学金基金条例の一部を改正する条例(案)

福島町花田俊勝奨学金基金条例(平成17年福島町条例第15号)の一部を次のとおり改正する。

改正前	改正後
(奨学生の願出) 第7条 奨学生になることを希望する者は、次の各号に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。 (1) <u>保証人2名</u> の連署による願書 (2)・(3) (略) (奨学生の義務) 第12条 奨学生は、次の各号の一に該当したときは、直ちに教育委員会に届け出をしなければならない。 (1) (略)	(奨学生の願出) 第7条 奨学生になることを希望する者は、次の各号に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。 (1) <u>連帯保証人</u> の連署による願書 (2)・(3) (略) (奨学生の義務) 第12条 奨学生は、次の各号の一に該当したときは、直ちに教育委員会に届け出をしなければならない。 (1) (略) (2) <u>本人及び連帯保証人の住所、その他学業継続上の重要事項に異動が生じたとき。</u> (委任) 第13条 <u>この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。</u>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

報告事項５ 福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

１ 改正の理由

栄養士法（昭和２２年法律第２４５号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号）の一部改正があり、令和７年４月１日に施行されることを受けて、同法及び同基準を準用している福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

２ 改正の内容

（１）第６条関係

家庭的保育事業者等（地域型保育事業者）が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、次の２項目を可能としたため、関係する規定の追加及び改正をするものであります。

ア 保育の内容に関する支援については、保育所、幼稚園又は認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保すること。

イ 代替保育については、町長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を不要とすること。

（２）第１６条関係

これまで管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったところ、法改正後は、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となりましたので、栄養士の配置を規定する箇所に管理栄養士を追加するものであります。

（３）条例附則

家庭的保育事業者等が連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を、「施行日から起算して５年を経過する日までの間」から「令和１２年３月３１日までの間」へ改正するものであります。

３ 施行期日

令和７年４月１日から施行します。

４ 条例改正（案）

別紙のとおり

別紙

福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成27年福島町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(保育所等との連携) 第6条 （略） (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>を行う</u>こと。 (2) （略） (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	(保育所等との連携) 第6条 （略） (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>(次項において「保育内容支援」という。)</u>を実施すること。 (2) （略） (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 <u>2 町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号</u>

2 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育

(2) <u>次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> 3 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)</u> (2) (略) (食事の提供の特例) 第16条 (略) (1) (略) (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村(特別区	<u>連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> イ <u>代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> (2) <u>町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> 5 <u>前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る協力連携を行う者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> (1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u> (2) (略) (食事の提供の特例) 第16条 (略) (1) (略) (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村(特別区
--	--

を含む。第21条第2項において同じ。）等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (略) 2 (略) 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第6条第1項<u>本文</u>の規定にかかわらず、<u>施行日から起算して5年を経過する日</u>までの間、連携施設の確保をしないことができる。	を含む。第21条第2項において同じ。）等の栄養士<u>又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士<u>又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (略) 2 (略) 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等(<u>特例保育所型事業所内保育事業者を除く。</u>)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、<u>令和12年3月31日</u>までの間、連携施設の確保をしないことができる。
--	--

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

報告事項 6 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の一部改正があり、令和7年4月1日に施行されることを受けて、同基準を準用している福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

2 改正の内容

(1) 第37条関係

小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型は、第42条第3項第1号に置かれている小規模保育事業A型事業者等の定義規定の中で用いられておりますが、当該定義規定が改正により新設する同条第3項に移ることから、引用を改める改正をするものであります。

(2) 第42条関係

保育内容支援について、代替保育と同様に地域型保育事業者同士の連携が可能となるよう基準を緩和する改正がなされたことにより、本条中に第2項及び第3項として項を新設する改正を行います。

また、当該改正に伴い第2項以降の項が2項ずつ繰り下がることから、引用を改める改正をするものであります。

(3) 条例附則

特定地域型保育事業者が連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を施行日から起算して「10年」を「15年」へ改正するものであります。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行します。

4 条例改正(案)

別紙のとおり

別紙

福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成27年福島町条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 （略） （特定教育・保育施設等との連携） 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に	第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）及び小規模保育事業B型（同令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。）にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 （略） （特定教育・保育施設等との連携） 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に

提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び**第4項第1号**において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び**第6項第1号**において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 町長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設

<u>2</u> 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の<u>全てを満たすと認める</u>ときは、<u>前項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 特定地域型保育事業者と<u>前項第2号に掲げる事項に係る連携協力</u>を	の確保が著しく困難であると認める場合であつて、<u>次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認める</u>ときは、<u>前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。 (2) <u>次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u> ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間で<u>それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> イ 保育内容支援連携協力者の<u>本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u> <u>4</u> 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、<u>次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす</u>ときは、<u>第1項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 特定地域型保育事業者が<u>代替保育連携協力者を適切に確保した場合</u>
---	---

行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

- (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) (略)

4 (略)

5 (略)

には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であつて、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

- (1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) (略)

6 (略)

7 (略)

<u>6</u> (略)	<u>8</u> (略)
<u>7</u> (略)	<u>9</u> (略)
<u>8</u> (略)	<u>10</u> (略)
<u>9</u> (略)	<u>11</u> (略)
附 則	附 則
(連携施設に関する経過措置)	(連携施設に関する経過措置)
第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第42条第1項 <u>本文</u> の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して <u>10年</u> を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して <u>15年</u> を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。